

《研究ノート》

佐々木順三の立教への赴任および 大学・学院運営に関する二三の考察

松平 信久

戦後復興期に立教大学総長を務めた佐々木順三の、総長、立教学院長、学院内各校校長としての業績については、これまでに刊行された学院史、各学校史において取り上げられその功績が論じられてきた。また筆者も2018年に執筆した二つの論文⁽¹⁾で佐々木の信徒像、教職歴などについて考察を行っている。本稿は、それらの評伝での記述を一部補足し、またこれまであまり検討されてこなかった、佐々木の大学、学院運営の一端について考察しようとするものである（以下、人名の敬称略）。

I. 佐々木順三の立教への赴任と須貝止⁽²⁾

佐々木が立教に赴任するにあたっては、それまでの須貝止との主として教会生活を通しての深い繋がりが重要な役割を果たしたことが、上記の学院・学校史、論文などで指摘されている。そのことを更に明示する一つの資料として、以下の回想を加えておきたい。佐々木研二は、順三の次男である。

須貝先生の思い出

佐々木研二

私が須貝先生にお目にかかったのは、昭和十三年四月父が東京に転勤になり、一家で諸聖徒教会の礼拝に出席した時だったと記憶して居ります。かねて両親が私淑して居りました須貝先生は、温顔のうちに神学の泰斗の風格を備えて居られ、中学生の私は、深く尊敬の念を抱きました。私が中学から大学に進む頃、世の中は急速に戦時色を帯び

てきました。その中であって聖公会の合同問題は忘れることの出来ないものとなりました。軍は國家國民をその支配の下に置く可く、キリスト教をカトリックと、その他の教派を合同させた日本キリスト教団の二派にしようとしてしました。これに対し聖公会は、合同反対派と賛成派に分裂してしまい、佐々木鎮次、須貝止両主教（在東京）等反対派の方々は、文部省宗教局に聖公会単独教団認可の陳情を始めました。父も亦信徒として合同反対の信條に基き、両主教に従って陳情を繰り返して居りました。その結果軍の意に反するものとして、一高教頭職を辞することになる等、数々の迫害があった様です。

一方佐々木、須貝両主教は國家に種々反する疑惑ありとして、官憲に囚われの身となってしまわれました。しかし反合同の人々は自己の信念を枉げることなく守り通し（中略）たのでした。

此の聖公会単独教団問題は、その認可に全霊を賭した須貝主教と父との間に、更に強い絆を作り上げたと思います。

昭和二十一年立教学院スタッフ全員がマッカーサー司令部より罷免され、その後任人事が困難を極めた時、学院理事や先輩諸氏より父が後任に推されましたがなかなか進展しませんでした。最後に須貝主教の「佐々木さん総長を受けて下さい。私も全面的にあなたを援けますよ」のお言葉で事態が明るい方に進んだのもその証左であると考えられます。（『ラボニ＜須貝主教の思い出』/pp25-26）

合同問題は、日本聖公会にとって未曾有の厳しい試練であったが、この問題への取組みを通して二者の絆が強められたことは、佐々木と立教との繋がりを成立させるうえで大きな影響を及ぼすことになった。また佐々木がこの試練にあたってとった、聖公会の伝統と特質をとらえ、それを継承し進展させようとする立場と行動は、彼のその後の大学、学院運営にも反映されたといえよう。

Ⅱ. 佐々木順三の立教赴任を促した人々

立教大学への赴任に関する佐々木自身による回想の一つを以下に掲げておこう。

「私のこうした態度（引用者注：立教への赴任に対する否定的回答）は、勿論南原氏（引用者注：南原繁東京大学総長）から松崎（引用者注：松崎半三郎）理事長に伝えられたにちがいない。それから両三日隔いて、理事長の代理として須貝主教が訪ねて来られた。須貝先生は前にも一寸触れたように、高校生の時代から私の信仰上の師父である。先生は主教として教会の重責を担って居られたが、永い間立教の教授をも兼ね、終戦後は教会側を代表して理事の職にもあつたのである。先生は甚だ済みなように『立教は六ヶ敷い学校だから、君に苦勞をかけたくないと思って居たのだが、どうしても他に人がないから、この際は是非引受けてもらい度い』と前置して諄々と私の決心を促すのであった。やらせ度くない仕事だが、是非やってくれという先生の真剣な態度と言葉は、私の心に異常の感銘を与えた。私は自分の考えにこだわらず、素直に先生の言葉に従うことを決意し、翌日南原氏を通じて正式に松崎理事長に受諾を返答した。

理事長は早速拙宅を来訪され、私の受諾に鄭重な感謝を述べ、立教の過去や現状について腹藏ない話を聞かせてくれた。私は理事長との初対面で、この端然たる穏やかな老紳士の風貌の内に、世の荒浪と力強く戦って来た、軒昂たる意気が動いて居るのを見て、非常な好感を覚えずには居られなかった。それは多分五月十五日（引用者注：1946年）のことであったと思う。

その翌日、敗戦日本の教会と関係施設を視察する為、米国聖公会を代表して来日した元の総長ライフスナイダー老主教が立教を訪れ荒廢した学園を巡視した後、須貝主教の案内で突然私の宅を訪ねて来られ、私の手を握ったまま『よく引受けてくれた。もうこれで安心だ』と、

涙滂沱として留らず、私も眼頭が熱くなり『一生懸命にやります』と繰り返すのみであった。その時、私は南原総長、須貝主教、松崎理事長、ライフスナイダー老主教の如き善意の人々の信頼と期待にそむかぬよう堅く心に誓った。それから一ヶ月余り、色々の手続きに手間取って、六月の二十九日、私は正式に立教の総長に就任した。」

(佐々木順三「立教学院の再建と小学校」有賀千代吉編 1957/p2)

ここに名前があがっている南原繁は佐々木の高等学校以来の先輩であり、佐々木が私淑していた内村鑑三の門下生であった。一方、松崎理事長とはこのときが初めての出会いであったが、佐々木はその風貌、人柄に強く惹き付けられた。またライフスナイダー主教は、1912年に学院総理に就任以来、日米開戦の直前まで、大学総長、学院総長、学院理事長など立教の要職を一身に負ってきた人物であった。このように佐々木の立教への赴任は、当時の日本を代表する知的リーダー、立教大学の卒業生でもありその総意を代表しているともいうべき学院代表者、戦前までの立教を牽引しそしてアメリカ聖公会を代表する立場にあった聖職者などの期待と推奨のもとになされたものであった。

Ⅲ. 立教学院教職員の追放について

1. 1945年の被追放者

上の引用でも述べられている立教関係者の追放について、筆者は本紀要35号掲載の「佐々木順三の信徒像とキリスト教研究」において、つぎのように書いた。

「1945年10月24日にGHQから日本政府に出された指令覚書『信教の自由侵害の件』で、立教の戦時中の行為が『不当なる蛮的行為の一特例』として名指して鋭く批判され、幹部10名が追放された。」

(立教大学キリスト教研究所 2018/p1)

この GHQ からの指令による立教関係の追放者数は 11 名であり、立教関係の多くの文書でも、この時の被追放者は 11 人としている。ただし、『立教学院八十五年史』にはつぎのような記述がある。

「右教授追放の其後の経過を附記すれば、翌二十一年に県教授に対しては追放理由の全文が取消されて解除、二十二年に武藤、辻の両教授は解除されて復職、其後阿部、宮崎の両教授の解除ありて、二十七年の聯合軍占領終了の直前に至って他の七教授の解除を見た。」（立教学院八十五年史編纂委員編 1960/pp212-213）

この記述に見られる人物のうち、縣康は、追放指令が出された直後に釈明書を提出し、早期に追放解除となった。その解除の状況を八十五年史は、上記のように「追放理由の全文が取消されて解除」と記述しており、筆者はこの文言に依拠し、追放になったのは 10 名と書いた。この点については、追放解除に関する公式文書を再点検することができれば、「解除」の意味を更に確認することができるであろう。

2. 西村敬太郎⁽³⁾ チャプレンの追放

(1) 追放の経緯

1945 年の立教関係者の追放は、佐々木が総長に就任する以前のことであったが、佐々木の総長着任後にも、別の追放があった。標記の件について、『立教学院八十五年史』と『立教学院百年史』には以下の記述がある。

「なお追放の追加が二十二年六月に終戦後チャプレン兼予科講師に就任した西村敬太郎師に対して発せられた。これは戦事中に発表した文章を取上げられたもので、二十七年占領終了の後に事務が日本政府に移管されてから自然解除となった」（立教学院八十五年史編纂委員編 1960/213p）

「一九四六年二月一日、戦時中軍部の迫害のまゝに屈しなかった高松孝治⁽⁴⁾ チャプレン（教授）は精神的苦悩と栄養失調によって永逝した。そのあと西村敬太郎がチャプレン兼予科講師として着任し、学生部長をも兼任することとなったが、西村の戦中の行動と発表された論文が学生の問題となり、学内にこれを糾弾する貼紙が掲示されるに至った。これによって糾弾に立上った学生五名が、退学処分⁽⁵⁾とされる事件が起きた（なお、後に全員の復学を認めた）。この事件によって四七年六月、西村敬太郎は辞職するにいたった。」

（海老沢有道編 1974/p418）

西村に関する人事記録について、筆者は学院内関係部署への調査を試みたが、そのいずれにも残されていなかった。そのために、同氏の立教学院への赴任・離任の時期や学内での役職について公式記録による確認はできなかったが、上記二つの学院史の記述や、GHG 文書⁽⁶⁾として残された資料から、就任のおおよその時期を推定できる。

GHQ 文書のうち、同師追放を要求して4人の学生が「立教大學々生有志」の名で、教育職員適格審査委員会宛に提出した「西村敬太郎氏再審査上申書」（1947年5月7日の日付）の中には次の文言がある。

「昭和二十一年九月チャプレン室が学内に設けられ、これによって学生の薫育指導が行はれるやうになるに及んでは彼はチャプレン室主任、学生部長の重職に就任し、積極的に学生の指導に乗り出して来ました。」

この文言に従えば、西村の立教への赴任は、1946年2月13日の高松の逝去後でかつ同年の9月以前ということになる。その着任は佐々木の総長着任と相前後している。

(2) 学生の動きと西村の辞職

西村に関しては、東京地区第一學校集團教員適格審査委員会による審査によって1946年10月26日付けで一旦適格との判定を受けた（GHQ文書のうち、1947年6月13日付け「CIE・教育課 チーフ覚書」による）。

しかし学生たちは、審査が不十分であり、またその際に問われた質問票に対する西村の回答に虚偽があったなどとして、前記の「再審査上申書」を提出した。学生が問題にした、西村が戦時中に書いた文章の一例は

「米英を撃滅して世界の新秩序を建設し、以って天壤無窮の皇運を扶翼し奉るべき『皇国臣民』の道を具現せねばならぬ」「此の意味で、私は、皇國臣民の忠誠と、公会信徒の信仰とから、眞実、眞剣の心を以って『キリスト公教こそが実に聖戦完遂の靈的生命であり、眞に皇國日本の救ひであること』を叫ばざるを得ないのである。之は、大それた大言壮語とも響くであらうが、私は一時の思ひ付きや醒め易い熱狂から之を言ふのではない。之は聖公会聖職としての貧しい乍らも十年に余る私の黙想の結論である」（GHQ文書のうち、「學生諸君に訴ふ」とのタイトルで、4名の学生の署名入りで1947年5月16日に出された文書より再引用）。

という内容であった。これに対して学生は、「極端なる軍国主義、極端なる國家主義を宣傳して、キリスト教を侵略戦争に動員したといふ、クリスチャンにもあるまじき言動」（上と同じ「學生諸君に訴ふ」）として指弾したのである。

上述の「CIE・教育課 チーフ覚書」に、この上申書に対するものと思われる以下の言及がある。

II. 問題に関する諸事実

5 上記の添付書類で、西村敬太郎はキリスト教の衣をまとめて実

際には彼の著作の中で超国家主義、軍国主義を説いているのである。

もし事実が知られるようになれば、彼はそのような宣伝者として教育者には相応しくないものとして除外されるべきである。

Ⅲ. 勧告

- 1 日本政府の文部省は、西村敬太郎を再調査し、質問票への彼の偽った回答に対する最大の罰則の期間を延長するべく法令 263 を適用すること。

この文書が出される前の6月4日に、CIEの担当者と上申した学生の代表が面会して話し合いをした記録も残されている⁽⁷⁾。このような経過を経て、1947年の6月に西村の追放が行われた⁽⁸⁾。

一方、GHQ文書のうち、立教学院からGHQに提出したと推定される「西村教授の追放に関連する立教大学の4人の学生の停学について」と題する文書(1948年1月24日付〈以下「停学報告文書」と略記〉)によれば、西村は、学生の停学に際し、自らも辞表を提出した。その理由は、「この事件を引き起こしたことと、学生の将来に傷をつけたことへの責任を取る」ということであった。前掲百年史の記事によれば、西村の辞職は1947年6月であるが、筆者は、追放の指令日と辞職日の前後関係を明らかにすることはできなかった⁽⁹⁾。

(3) 学生の懲戒

「再審査上申書」を提出すると共に、学内に西村の追放を呼び掛けた4人の学生は、1947年6月7日に佐々木総長から停学を命ぜられた。GHQ文書のうち、4名の当該学生の署名捺印がある「停学理由」と題された文書によれば、その理由は

- (i) 再審査上申書中に西村氏の人格を傷つける文句があったこと(唾

棄スベキ偽クリスチャン云々）（ii）同書に学校当局を攻撃した文句があったこと（内容略）（iii）学生に出した公開状の中に不穏当な言葉があったこと（闇取引ノ中ニ云々）（iv）当学生の出した弁明書に不穏当な言葉があったこと（便々トシテ云々）「以上ヲ綜合シテ考ヘテ見ルト、學校側ト四人ハ考ヘノ立場ガ違フ即チ四人ハキリスト教精神ニ合致シナイ」ことであった。

佐々木はこのことについて、後年行われたインタビュー⁽¹⁰⁾で次のように語っている。

そうしたら、一番初めに学生が騒ぎ出したのです。もう左翼がかったやつらです。どちらかといえば、運動部と反対側の委員長ですね。…それが騒ぎ立てて、相当、張り紙などして「西村はあれしている」とか。こんなひどいことを書いた文章を掲示して、ワイワイ、ワイワイ、この中で騒ぎをやってね、ちょっとストライキのようになったのです。

そこで私は「それは仕方がない」と。取り上げられたことは仕方がない。けれども、そこで調べるのですからね。まだその調べがつかないうちにこういう騒動は、偽物の騒動はと、学校から追い出した。「これはとんでもないことだ」と。ページが決まってもいないときに、そういう人の勝手な……。私はその学生を処罰した。無期停学にしたのです。それで、三人だけ無期停学にしましたね。

（「立教学院史研究」編集委員会編 2009年 /p72）

この発言にみられる懲戒の根拠は、教職員の適格の審査は、本来、それを担当する部署の任務であり、その結論に先立って学生がその適否を云々することは不適切であるとの佐々木の判断によるものである。さらにその背景には、当時学内で活発化していた、学生の左翼的運動を抑え込みたいとの意図も窺える。しかし、筆者から見ると、上に引用した懲戒の理由は、

停学という重い処分を課するものとしてはその根拠が薄弱であると感じられる。

一方、「停学報告文書」には、「この学生たちが大学の教育方針に従うならば停学を解除し彼らを再び迎え入れる用意がある」との記述がある。停学処分後の反応には学生個人によって差異があったが、この報告書によれば内二人の4年生は早期に学校への復帰を希望して認められ年度中に卒業した。また百年史の前掲の記述によれば他の2人も後に停学を解除された。

(4) 大学幹部の責任論と佐々木の対応

学生達が提出した「再審査上申書」には、総長をはじめとした大学幹部の責任を問う次の文言も含まれている。

尚、立教大学総長および幹事は何れも聖公会々員であり、「基督教週報」および、「基督教教」の読者であります。従って彼等は、西村敬太郎氏が明かに教員不適格者であることは、熟知してゐる所であります。然るに敗戦後新設されたチャプレン室主任、学生部々長、予科講師に西村氏を就任せしめたことは、明らかに、総長およびその他幹部の責任とするところであります。ここに一言附言します。

この任命責任の指摘に対する大学側の対応を知る資料は残されていない。この学生たちが停学になったこともあり、それ以上の追求はなかったと推測される。しかし、残された西村の戦時中の言辞からみて、それを看過した大学首脳部および聖公会側の任命責任は問われなければならないであろう。佐々木は上述のインタビューで「西村君が戦争中鬼畜米英というようなことを書いたと。(引用者補足：そのようなことを問題とするのは)くだらない。それはだれだって書いたことはあるのです」(「立教学院史研究」編集委員会編 2009年 /p75)とも述べているが、そのような彼の認識が、この人事における責任意識の薄さにも反映されていると思われる。

(5) CIEによる懲戒勧告

CIE・教育課 チーフ覚書には、つぎの記述もある。

II. 問題に関する諸事実

6 更に立教大学総長佐々木順三は、第 10 添付書類の中で記されているように、GHQ の調査を妨害したと言及されるべきである。

III. 勧告

2 立教大学総長佐々木順三は、連合国最高司令部 (SCAP) による調査を妨害したことによって、日本政府の文部省から正式に懲戒されること。

この「妨害」とは、GHQ の連絡調査課のフォークナー (T.A.Faukner) とカノ (Kano) という二人が、西村チャプレンの執筆した記事が掲載されている雑誌の立教大学での所在を確かめに来た際に、佐々木が不正確な回答をして、調査の進行を妨げたということを指していると思われる。この勧告の実施の有無を明らかにする資料は未出であり、この勧告は空文となった可能性がある。また、前掲のインタビューによれば、学生の懲戒の解除をめぐっても、佐々木と GHQ の係官の間で纏れがあったが、佐々木はその係官の言うなりにはならなかった (「立教学院史研究」編集委員会編 2009 年 /pp72-73)。そのことも含め佐々木には随所に GHG や文部省への反骨精神が見え隠れしている。

(6) 人事問題への対応

先述のように須貝止は、立教への赴任を佐々木に勧め乍ら、「立教は六ヶ敷い学校だから……」とも述べたことが伝えられているが、その六ヶ敷しさの中には、人事問題が含まれていたことが推測される。佐々木は赴任早々からその難しい問題の一つとして学内スタッフの追放をめぐる事態に直面することとなった。ほかに、「先生の問題でも、ときどきありまし

たがね。左翼の先生を辞めさせようと思って」という回想が、具体的取り組みを交えてインタビューのなかで語られている。先述のように、当時の立教の状況に対する佐々木の問題意識の一つはいわゆる左翼系の学生の運動によって学内が混乱することへの危機感であったと思われるが、佐々木はこのような学生の動きが学内の教員とも結託したものだとも感じていたのである。

Ⅲ. 立教学院一貫連携教育の先鞭

佐々木は、太平洋戦争後の立教学院の再建にあたり、立教小学校、新制立教中学校、新制立教高等学校を創設し、学院の「一貫教育」の体制を作りあげた。そのことによって児童期から青年期にかけての一貫したキリスト教教育が行われることを目指したのである。ところで立教学院は、1990年前後から、それまでの学院の「一貫教育」のあり方を批判的に再検討し、「一貫連携教育」⁽¹¹⁾という考えを打ち出し、今日に至るまでその方針に従って学院の教育を進めてきている。「一貫連携教育」とは、さまざまな教育活動において、学院全体としての一体性や一貫性を重視し、小学校から大学までに及ぶ各学校間が相互に連携をはかりながら、それぞれの教育責任を果たそうとするものである。佐々木の言説の中には勿論「一貫連携」という言葉は出てこないが、その理念は、現今の「一貫連携教育」の先鞭をつけるものであった。その言説を以下に掲載する。

「立教の建学精神というものが小学校は小学校、中学校は中学校、高校は高校、それぞれの年齢の子供を教育する上に、その根本精神に従ってどういうふうなやり方をしたらいいかということは、各学校の当事者が考えていかなければならぬ。(中略)一貫教育というのはキリスト精神という根本的なものが一貫していくので、やることはそれぞれ違うんだから、そういう趣旨のもとにおいて、それぞれ小学校は小学校として完全なことをする。中学校は中学校。高校は高校。それを上の学校に持っていけばそのままはまるということは、本当の一貫教育ではないという

意味から、今でも私は小学校は小学校として、中学校へ持っていけばそのままはまるというのではなく、中学校も高校もそうであってはいけないと思っている。すべての教育を大学に合うようなやり方にするということじゃない。各学校が一貫的にキリスト教精神という根本精神にのっとって、小学校時代にはこういう教育をしたらいい。」

(座談会「十年を回顧して」有賀千代吉編 1957/pp235, 236)

上記に見られるように、佐々木にとって「一貫教育」の柱は、学院全体におけるキリスト教精神の一貫性であり、その柱を中心として各校はそれぞれの学校段階の特性を踏まえた独自性を発揮することが期待されている。各校は大学を頂点としたヒエラルキー構造のもとにあるのではなく、各々の自主性を互いに尊重しつつ、しかも一貫する建学の精神を貫くことをめざすのである。その具体的な展開のあり方は、刻々と変化する社会状況や教育課題、各校の立地条件などに応じて柔軟かつ大胆な取り組みが求められようが、その根幹は揺るがずに引き継がれて行くことが望まれる。

IV. 附録 佐々木四兄弟とのつながりと回想

菊田米子氏⁽¹²⁾に前述の拙論をお読みいただいたところ、返信をいただいた。これは佐々木兄弟への興味深い回想であるので以下に引用したい。

私が、ウイリアムス神学館で学んでおりました時、佐々木二郎主教様の主教館は、神学館と同じ敷地内にあり、夕食が済むと、学生達は皆、主教館へ入って行き、或る人は主教様の肩を揉みながら、或いはお手伝いのおばさんが出して下さったお茶を頂きながら、楽しいお喋りに興じていました。私は、女子学生が一人しかおりませんでしたので、主教様の祭服の手入れをするため、神学館のお台所で、洗濯・アイロンがけをしていました。

初めて主教様にお会いした時、御自身が清水町（引用者注：旧静岡県駿東郡清水村）の御出身であることを話され、「富士山の見える所から来た

子に悪い子はいない」などとおっしゃいました。「静岡県人は偉人にはなれない」とは、昔から言われていることなのですが、一般に人柄が穏やかで、「おひとよし」が多いのです。自然が豊かで、気象も安定しており、戦前、欧州航路の商船の機関長をして世界を廻っていた父が、終の栖として沼津の千本浜の地を選んだのも頷けるところです。沼津には、佐々木家の四人兄弟の末の義朗様がおられ、判事さんであったということを、御息女の康子様から伺っています。実は、佐々木康子様は、私の姉・森島久代（アメリカ・コロンビア大学麻酔科教授）の、小学生から今日に至る迄の親友で現在に至っています。

私がウイリアムス神学館に在学中、佐々木順三先生が二郎主教をお訪ねにいらして、夜、庭に立っている大きな棕の木の下で、先生を囲んで、学生たちがささやかなパーティーを開いたことが、私が順三先生と接した唯一の出来事でした。

少女時代に読んだ、佐々木邦さんのユーモア小説は、読み出すとついついとりこになってしまい、お手伝いもせずに読みふけたことを思い出します。

我が家では、長姉が、初め通っていた沼津聖ヨハネ教会から離れ、無教会の集会に行くようになり、姉についてヨハネ教会に行った私は、そのまま留まりました。子供好きだった私は、当時の山崎亀三司祭様に、日曜学校のお手伝いをしたいと申しましたら、「それはよいことだけれども、先ず洗礼を受けなさい」と言われ、沼津東高の二年生のクリスマスイヴに、洗礼を受けました。

私はキリスト教学科を受けたいと思いましたが、姉が私立の帝国女子医専に行ったため、母が経済的に大変な苦勞をしたのを見ていて、なかなか言い出せません。高校の先生は、「立教なら必ず合格する」と励まして下さいましたが、国立でしたらとも角、私立ではお金がかかりすぎる、自分で働いて何とかなるようなら、その時受験してもよい、とあきらめ、就職の道を選びました。（中略）当時、私は沼津の教会から、平塚の教会に籍

を移していましたが、定住しているのは、斎藤民子先生という婦人伝道師でした。斎藤先生は、私に「あなたは是非、私の跡継ぎになって下さい」と言われ、ウイリアムス神学館をお勧めくださいました。私は、喜んでウイリアムス神学館を受験いたしました。神学館での勉強は、どの科目もワクワクする程興味深く、夢中で勉強しました。

佐々木二郎主教様は、俳句をよくされました。私は、戦死した父の好んだ俳句に魅れ、中学生頃から始めた俳句を勉強の折に作って、主教様に見て頂きました。主教様の句には、先立たれた奥様を想うものもあれば——（ひとり身は子の家に来て老いの春）、（待つ人の亡き炉あるのみ帰り来ても）、どこかユーモラスな作もあり——（初鏡くしけずるほどの髪もなく）、（大苺酒呑童子の鼻かこれ）、邦兄のユーモアに通うものがあると思います。いつか、正倉院に行かれる主教様のお供をして、車に乗せて頂いた時の御作と思いますが、（つつましき乙女にしあれど旅にあれば瓶のジュースを喇叭のみする）と、お行儀の悪いところを見られてしまいました。

夫・菊田謙司祭の本籍は、気仙沼市にあり、7年前の大震災で大変な被害を受けました。夫の父・菊田武祐は、昔東北地方で宣教をしていた宣教師からキリスト教を教えられ、其後日本の植民地であった朝鮮半島に渡り（中略）、一家は終戦迄の年月を、井邑聖公会で過ごしました。謙は、1945年、立教大学を受験し、合格したものの、入学式に出席するため、井邑から釜山に下って、関釜連絡船の出航を待っている間に18歳にして召集令状が届き、井邑に戻らねばなりませんでしたが、この時將に天の助けにより、日本は敗戦となり、召集が解除されました。もし一週間でも終戦が遅れていれば、おそらくシベリヤ行きとなったでしょう。立教行きは叶いませんでしたが、父の故郷気仙沼に引き揚げ、その地で漁業関係の仕事に携わった後、中部教区主教となった黒瀬主教の心遣いによって、中部教区神学生となって、ウイリアムス神学館で学びました。

菊田も私も立教を目ざして、それが遂げられませんでした。共に神学を学び、生涯悔いなき恵みの日々を過ごすことが出来たことは、如何に感

謝しても、し尽せない思いです。私も既に 84 歳、いつお召しが来ても不思議ではありません。残る日々を、主をほめたたえつつ、過ごして参りたいと思います。

2018.5.15

菊田 米子

付記 1 菊田氏はこの文章を書かれて間もなく、2018 年 6 月 27 日に急逝された。謹んで哀悼の意を表したい。

注

- (1) 筆者は、本紀要の第 35 号（2018 年 3 月刊）に、「佐々木順三の信徒像とキリスト教研究——邦、二郎、順三三兄弟の信仰歴と併せて」と題する小論、および、立教学院史資料センター紀要『立教学院史研究』の第 15 号（2018 年 3 月刊）に、「佐々木順三の思想・信条と教職歴」と題する評伝を執筆している。
- (2) 【須貝止】 東京の諸聖徒教会牧師、聖公会神学院長、南東京教区主教、立教大学宗教学科教授・同科長などを務めた。
- (3) 【西村敬太郎】 1892～1971 1923 年執事、26 年司祭按手。浦和、福島、東京教区の真光教会などを司牧。
- (4) 【高松孝治】 1887～1946 立教大学、聖公会神学院を経て渡米し、ケンブリッジ神学院、ハーバード大学神学部で学ぶ。帰国後京都の聖マリア教会を司牧。1929（昭和 4）年、立教大学チャプレン及び教授として着任。
- (5) 【停学者】 正確には退学ではなく停学で、対象となった学生数は 4 名である。
- (6) 【GHQ 文書】 米国国立公文書館には、「日本占領関係資料」と題するコレクションが残されている。そのマイクロフィルムが、日本の国立国会図書館に所蔵されており、その中に、連合国最高司令官総司令部民間情報教育局文書（= GHQ/ SCAP Records, Civil

Information and Education Section) があり、その中に、「333・5: Investigations- NISHIMURA, Keitaro」(課係名等 :教育部・連絡調査課<= Education Division ; Liaison & Investigation Branch>) が含まれている。本稿の記述はここに残されている資料に多くを負っている。なお、この資料には明確なタイトルがつけられていないものもあり、その際には引用先を「GHQ文書」とした。

- (7) 憲政資料室所蔵 GHQ/ SCAP RECORDS CIE(C)00350 RERORT OF CONFERENCE
- (8) 【追放の有無】 前掲の『立教学院百年史』 p418 の記述の注に、「『八十五年史』 二一三頁は占領軍による追放としているが、これは事実に相違する。」とあり、追放はなかったとの見解を示している。しかし、本稿で引用している GHQ 文書を概観するところでは、追放はあったとする見方が妥当であると考えられる。
- (9) アメリカ聖公会が日本聖公会への支援を行なうために派遣したジョン・バントレー主教と日本聖公会主教会および教務院との協議会のためにポール・ラッシュが準備した『日本聖公会 ポールラッシュ報告書』(1948年降臨節)によれば、この時点で西村は、東京教区・真光教会の牧師となっている。
- (10) 【インタビュー】「佐々木順三先生に聞く」(聞き手:松原栄、村田恵次郎)『立教学院史研究』第6号2009年)
- (11) 【一貫連携教育】1997年、立教学院教学企画委員会は、立教学院の一貫教育をどのように進めるべきかについて精力的な検討を行い、その年度内に、「立教学院の一貫連携教育の目標と構想」を答申として提出した。
- (12) 【菊田米子】佐々木順三が堅信を受けた沼津聖ヨハネ教会信徒。中部教区の元司祭であった故・菊田顕司祭の妻である。

参考・引用文献

- 有賀千代吉編 1957 『立教小学校十年史』 立教小学校・同窓会・同PTA 発行
- 立教学院八十五年史編纂委員編 1960 『立教学院八十五年史』 立教学院事務局発行
- 海老沢有道編 1974 『立教学院百年史』 立教学院
- 『ラボニ<須貝主教の思い出』 編者、発行年、発行者いずれも不詳
- 「立教学院史研究」編集委員会編 2009 『立教学院史研究』 第6号
立教学院史資料センター
- 「立教学院史研究」編集委員会編 2018 『立教学院史研究』 第15号
立教学院史資料センター
- キリスト教教育研究編集委員会編 2018 『キリスト教教育研究』 第35号
立教大学キリスト教教育研究所
- ポール・ラッシュ、飯田徳昭訳 2008 『日本聖公会 ポール・ラッシュ報告書』 立教大学出版会
- 付記2 本論執筆にあたり、立教学院史資料センターの船橋正真氏、同・鈴木勇一郎氏、北條鎮雄氏、佐藤富士子氏にお世話になった。記して謝意を表したい。

(立教大学名誉教授・JICE 所員)